

足寄町農業委員会
第30回総会会議録

自 令和 6 年 8 月 3 0 日

至 令和6年8月30日

足寄町農業委員会

第30回農業委員会総会

令和6年8月30日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第30回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番吉川友二委員、8番遠藤勇委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、10番石黒彰委員、11番岡元義春委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記

載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年10月30日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年12月29日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

3番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年1月21日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、63,955㎡のうち、3,219㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地222番3ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、238,892㎡のうち、35,385㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

6番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地557番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、23,818㎡のうち、194㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

7番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別353番2ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は採草放牧地、畑です。

面積につきましては、193,711㎡

のうち、5,790㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が採草放牧地、畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛593番ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、110,871㎡のうち、畑66,990㎡、採草放牧地が43,881㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、離農に伴い所有

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2606番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、65, 138㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、2, 620, 000円、10アール当たり40, 200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等をする者が同一人のため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2043番ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、153, 387㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、12, 188, 188円、10アール当たり79, 400円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸288番7、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、14, 531㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、882, 644円、10アール当たり60, 700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、吉村会長のもと、利用調整会議を開催し、当事者間で売買の合意に至ったことから、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手と

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7 番を説明します。

局長。

○事務局長 7 番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登 1 3 5 3 番 1、計 1 筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、37, 298㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

8 番を説明します。

局長。

○事務局長 8 番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別 2 2 3 番 4 ほか 6 筆、計 7 筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、44, 550㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9 番を説明します。

局長。

○事務局長 9 番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地 5 4 6 番 4 ほか 1 筆、計 2 筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も

移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から使用貸借したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、当事者間で貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別249番9ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛

172番17のうちの1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、8月20日、私と遠藤委員、石黒委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地・雑種地等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第30回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 2分 閉会

議 長

吉村 進

農業委員

石黒 彰

農業委員

岡元 義春